

令和元年 6 月 28 日
消費者委員会

販売預託商法に関する消費者問題について

I 問題意識

- 1 我が国では、2040年ごろに向けて高齢者人口が増加し、高齢化率も約40%まで高まることが予測されている。
- 2 高齢者は、一般的に、若年者に比べて判断能力が低下し、高齢世帯に占める一人暮らしの割合も増加しつつある見込みであること等から、消費者被害に遭いやすい環境に置かれている。
- 3 昨今、物品等を販売すると同時に、当該物品等を預かり、第三者に貸し出す等の事業を行うとして、利益の還元と、最終的な物品等の返還又は一定価格での買取を行う商法（いわゆる販売預託商法）を悪用し、取引高に見合う商品の保有や運用等の実態を欠く状態で事業を継続し、最終的に多数の消費者に高額かつ深刻な被害をもたらす事案が発生している。
- 4 被害者の多くは高齢者であり、販売預託商法による消費者被害への対応は、高齢者の保護、ひいては我が国全体の安心・安全にも直結する課題である。

II 論点整理（案）

- 1 販売預託商法は、事業者が配当を実行している間は、契約者において取引の問題性を認識しにくいこともあり、現行の法律では悪質な販売預託商法に対処しきれないため、新たな法制度が必要ではないか。例えば、以下のような内容を含む制度整備を行うことが必要ではないか。
 - ①物品等を販売することから始まる預託取引を規制対象とすること。
 - ②早晩破綻することが経験的に明らかな類型の取引形態を禁止し、罰則規定により担保すること。
 - ③被害が拡大する前のより早い段階で取り締まりを実施することができる要件を設定すること。
 - ④被害者に泣寝入りさせないためにも、犯罪収益を没収し被害回復につなげる仕組みを導入すること。
- 2 警察庁及び各都道府県警察において、引き続き重点的な取締を推進。
- 3 被害に遭いやすい高齢者等への消費者教育及び適切な情報提供。